令和８年度　第２回妙高警察署協議会議事概要

開催日時	令和８年９月29日（火）午後３時25分から午後４時45分まで		
開催場所	妙高警察署　署長室		
出席者	委　　員 （定数５人）	山﨑会長　宮川副会長　大久保委員 大矩委員　尾﨑委員 （会長・副会長以下50音順）	計５人
	警　　察	丸山署長　菊池交通課長　警務課長	計３人

管内の治安情勢

署長から、令和８年７月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

１　特殊詐欺被害防止対策の推進

(1) シニア安全強化日（年金支給日）における被害防止広報

シニア安全強化日に併せ、管内の金融機関において特殊詐欺被害防止広報を実施した。

(2) 特殊詐欺被害防止講話

新井地区中央防犯協議会防犯研修会のほか各地区の老人会、町内会等において、防犯講話を行った。

(3) 各種広報媒体による被害防止広報

新潟県警察防犯アプリ「にいがたポリス」、妙高市報等各種広報媒体を活用し、特殊詐欺被害防止広報を実施した。

また、巡回連絡の際、特殊詐欺に関するチラシを配布し、被害防止を呼びかけた。

(4) 「道の駅あらい」におけるイベントでの被害防止広報

令和８年７月 20 日、道の駅あらいにおける新潟県警・長野県警合同イベントにおいて、警察グッズの入ったカプセルトイを活用した被害防止広報を実施した。

(5) 金融機関における被害防止広報

管内で特殊詐欺被害が連続発生したことを受け、管内の金融機関９か所において来店者に対し被害防止広報を実施した。

２　総合的な交通事故防止対策の推進

(1) 事故多発時間帯・場所に指向した取締りの推進

事故多発時間帯・場所及び取締要望時間帯・場所における交通指導取締り、パ

トカーによるレッド警戒（赤色灯を点灯してのパトロール活動）等の街頭活動を推進した。

(2) 自転車利用者及び歩行者の交通違反に対する指導の推進

自転車及び歩行者の交通違反を確認した際は、交通安全指導カードの交付及び交通反則通告制度や交通ルールに関するチラシを活用し指導を実施した。

(3) 各種機会を捉えた広報啓発活動の推進

企業等における交通安全講話や関係機関団体と連携した商業施設における広報活動を実施した。

また、長野県警と協働で交通安全イベントを実施し、地域住民や観光客等に対して幅広く交通事故防止と安全運転について呼び掛けた。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1　特殊詐欺被害防止対策の推進

(1) 広報啓発活動

(2) コンビニサポートポリス制度（店舗ごとに担当警察官を指定して広報啓発を行う取組）の推進と各種情報発信

2　総合的な交通事故防止対策の推進

(1) 最高速度違反、交差点関連違反及び飲酒運転を重点とした取締りの推進

(2) 事故多発時間帯・場所を意識した指導取締り及び赤ランプ広報の推進

(3) 自転車利用者及び歩行者の交通違反に対する直接指導の推進

(4) 前方の注視、確実な安全確認等ドライバーに対する広報啓発活動の推進

(5) 加齢に伴う身体機能の変化、補償運転、運転免許証の自主返納制度及び安全運転相談ダイヤルなど、高齢運転者を対象とした広報啓発活動の推進

答申

質疑の後、妙高警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（〇は署長等の説明）

1　自転車乗車時のヘルメット着用率向上のため、妙高署ではどのような取り組みを行っているのか。

〇　ヘルメット無着用者に対する直接指導や学校や企業などにおける交通安全教室において、ヘルメット着用の重要性について働きかけています。

引き続き、あらゆる機会を通じて幅広く広報を実施し、着用率の向上に努めてまいります。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

1　協議会終了後、「交通機動隊上越方面隊による業務説明、白バイ模範走行の視察」、「鑑識業務体験」を実施した。

2　協議会、視察の状況





